**平成２３年（フ）第６３３号**
高知市石立町123番地
債務者　宮本　省一
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第６３４号**
高知県南国市植田977番地の１
債務者　東條　正敬
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第６４２号**
高知市愛宕町１丁目９番２号　愛宕ビル201、住民票上の住所高知市中宝永町６番３号　福島ビル305
債務者　丁子　瑞恵
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第６４９号**
高知県香南市吉川町吉原1265番地１
債務者　松本　則重
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第１１９号**
山形県南陽市漆山850番地の２　柴田方、前住所山形県山形市末広町８番10―302号　市営アパートＤ
債務者　前田　尚実
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２３年（フ）第１３０号**
山形県米沢市中央１丁目８番23号　ハラトクビル２Ｆ
債務者　神藤　八郎
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２３年（フ）第１３１号**
山形県米沢市中央１丁目８番23号　ハラトクビル２Ｆ
債務者　神藤　佳織
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２３年（フ）第５８３号**
愛知県岡崎市稲熊町字後田３番地２　松原マンション１Ｃ
債務者　松本　とみ
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第６３６号**
愛知県碧南市三度山町４丁目21番地１　アンプルール　リーブル　ラポール101号
債務者　具志堅マコトこと　グシケン　フレデリコ　マコト
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第１２８号**
三重県伊勢市吹上２丁目13番14号、前住所三重県伊勢市神久２丁目４番22号　カーサビエントＣ棟201号
債務者　水谷　衣里
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２３年（フ）第２６６３号**
札幌市西区西野１条２丁目２番39号
債務者　中鉢　　繁
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２６６４号**
札幌市西区西野１条２丁目２番39号
債務者　中鉢　洋子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３２０８号**
札幌市白石区南郷通６丁目北１番16号　パナシェ南郷201号
債務者　大西　康夫
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３２１７号**
札幌市白石区北郷１条６丁目３番８号
債務者　高瀬　裕仁
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３２５２号**
札幌市清田区清田10条３丁目１番30号
債務者　佐藤　雅行
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３２８１号**
札幌市中央区南10条西８丁目１番17―101号
債務者　八巻　嘉之
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３３００号**
札幌市中央区南18条西12丁目２番23号　ライフステージⅠ―106号
債務者　大下　純子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部